

富山市上下水道局告示第43号

建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項を次のように定める。

令和5年3月30日

富山市上下水道事業管理者 西 田 政 司

建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項

- 1 この入札公告は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、建設工事の条件付き一般競争入札（郵便による入札（以下「郵便入札」という。）又は電子入札（富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の契約に関する規程（富山市上下水道局管理規程第18号）第2条において準用する富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第13条に規定する電子入札をいう。以下同じ。）を行うもの。）における各入札に共通して必要となる事項について、公告するものとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 入札に参加することができる者は、富山市の競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「登載者」という。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けている者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 案件ごとに定める入札参加条件を満たしている者であること。
 - エ 建設業法第28条第3項の規定により、新潟県、石川県及び富山県の区域内において営業停止を命ぜられた者であって、当該営業停止期間中のものでないこと。
 - オ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札日までの間において、富山市上下水道局競争入札参加有資格者指名停止要領に基づ

く指名停止期間中の者でないこと。

カ 当該案件に係る他の入札に参加しようとする者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の決定（イ）において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）

(ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

キ 当該案件に係る他の入札に参加しようとする者の中に事業協同組合がある場合は、その構成員でないこと。

ク 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者及び同条第2項に規定する監理技術者は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前に90日以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

ケ オで定める期間において、富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領に基づく入札参加制限期間中の者でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が参加できる工事に係る入札にあつては、共同企業体として入札に参加することができる者は、2(1)の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

ア 共同企業体の構成員が登載者であつて、2(1)ア、イ、エ、オ、ク及びケの要件を満たすこと。

イ 共同企業体の構成員が同一の入札における共同企業体以外の入札に参加しようとする者（以下この号において「単体企業」という。）又は他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

ウ 共同企業体の構成員が、同一の入札における単体企業又は他の構成員と資本又は人事において2(1)カに規定する関係のいずれにも該当しないこと。

エ 共同企業体の構成員が、同一の入札における共同企業体の構成員（他の共同企業体の構成員を含む。）の中に事業協同組合がある場合は、その構成員でないこと。

オ 共同企業体の代表の構成員が構成員中最大の出資比率を有する者であること。

カ 自主的に結成された共同企業体であること。

キ 共同企業体の運営形態が共同企業体の構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

3 契約条項等の閲覧

契約書案、富山市上下水道局建設工事等入札心得（以下「入札心得」という。）及び富山市上下水道局電子入札運用基準（電子入札の場合に限る。）は、案件ごとに定める期間内に案件ごとに定める入札及び契約を担当する課において閲覧に供する。

4 設計図書の取得等

(1) 原則として、電子ファイルに記録した設計図書を電子入札システムからダウンロードにより、取得するものとする。ただし、ダウンロードにより取得できない場合は、契約担当課に記録媒体を持参し、当該設計図書を取得することができる。

(2) 取得した電子ファイルは、他人に譲渡若しくは配布し、又は積算以外の目的に使用してはならない。

(3) 設計図書について質問があるときは、案件ごとに定める期間内に案件ごとに定める入札及び契約を担当する課へ書面を電送して行うこと。電子入札の場合は、電子入札システムにより行うことができる。

(4) 質問に対する回答は、案件ごとに定める期限までに書面を電送し、又は電子入札システムにより行う。

5 入札の方法等

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（様式第1号）（電子入札にあつては電子入札システムの同申請書の提出処理をもって代えることができる。）

イ 競争参加資格確認書（様式第2号）

ウ 入札書

エ 積算内訳書

オ 配置予定技術者調書（様式第3号）

カ 同種工事の施工実績調書（様式第4号）

キ 電子入札用委任状（様式第5号）（共同企業体に限る。）

ク 建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 6 号）（共同企業体に限る。）

ケ 入札公告において定める書類

(2) 入札の方法

ア 郵便入札の方法は、入札心得に定めるもののほか、次のとおりとする。

(ア) 入札書は、内封筒に入れて厳封の上、他の提出書類とともに外封筒に入れて提出する。

(イ) 一般書留又は簡易書留により郵送する。

(ウ) 郵送先は、富山市役所内郵便局留とし、案件ごとに定める入札及び契約を担当する課名を記載する。

(エ) 外封筒の表には、郵送先のほか「入札書在中」と記載し、併せて案件ごとに定める開札日と案件名を記載する。

(オ) 外封筒には、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載する。

(カ) 1 つの封筒に複数の案件に係る入札書等の提出書類を同封してはならない。

(キ) 入札書等の提出書類は、案件ごとに定める入札書等の到着期限の日までに到着するよう提出する。

イ 電子入札の方法は、入札心得及び富山市上下水道局電子入札運用基準に定めるもののほか、次のとおりとする。

(ア) 5 (1) ア、イ、キ及びクに定める提出書類は、電子入札システムにより入札公告に定める日時までに提出しなければならない。

(イ) 5 (1) ウ及びエに定める提出書類は、電子入札システムにより入札受付締切の日時までに提出しなければならない。

(ウ) 5 (1) オ及びカに定める提出書類は、別に提出方法等を定める場合を除き、事前審査方式の場合は (ア) の書類提出時に、事後審査方式の場合は (イ) の書類提出時に電子入札システムにより提出しなければならない。

(エ) 5 (1) ケに定める提出書類は、入札公告において定められた日時までに、定められた方法により提出しなければならない。

6 提出書類の記載事項

(1) 入札書

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10分の10に相当する額を加算した金額（当該価格に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。ただし、入札公告に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(2) 配置予定技術者調書

配置予定技術者は、原則として、主任技術者等（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者及び同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）1名を記載する。ただし、配置予定技術者調書の提出時に配置予定技術者を特定できない場合に限り、複数の候補者を記載することができる。

(3) 同種工事の施工実績調書

国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人又は日本下水道事業団が発注した工事を元請で施工し、完成したものについて記載する。

7 入札の辞退

競争参加資格確認申請書提出後に入札を辞退する場合は、案件ごとに定める入札書等の到着期限又は受付締切の日時までに、入札辞退届を案件ごとに定める入札及び契約を担当する課へ提出する。

8 開札の方法等

(1) 開札日時及び場所

案件ごとに定める。

(2) 開札の立会い

ア 郵便入札の開札にあつては、入札参加者（その者に雇用されている者を含む。以下同じ。）の中から、契約担当課があらかじめ選任した2者を立ち会わせる。

イ 電子入札の開札にあつては、入札参加者のうち開札の立ち会いを希望する者を立ち会わせることができる。この場合において、開札

の立ち会いを希望する者は、入札書の受付締切の日時までに開札立会申込書（様式第7号）を提出し、契約担当課の承認を得て、契約担当者等の指示に従い開札に立ち会うものとする。

ウ イの場合において、立ち会いを希望する者が多いときは、契約担当者は立会人の数を制限することがある。

エ アの場合に立会人が2者に満たないときは、入札事務に関係のない職員を立会人に充てる。

オ 立会人は、開札終了後、結果を記した開札立会人確認書（様式第8号）に署名しなければならない。

9 第1順位の落札候補者の決定及び入札参加資格の確認

(1) 事後審査方式における第1順位の落札候補者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者（以下「落札候補者」という。）のうち、最低の価格をもって入札を行った者（地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定に基づき、価格その他の条件が富山市上下水道局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の場合は、別に定めるところによる総合評価の方法により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者）を第1順位の落札候補者に決定し、第1順位落札候補者決定通知書（様式第9号）又は電子入札システムにより通知する。

(2) 事後審査方式における入札参加資格の確認

ア 第1順位の落札候補者が入札及び契約を担当する課から5（1）に掲げる提出書類以外の入札参加資格審査書類の提出を求められたときは、当該提出を求められた日から起算して2日以内（富山市の休日定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に入札参加資格要件を満たしていることを証する書類を持参又は電送により提出しなければならない。ただし、上下水道事業管理者が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

イ 第1順位の落札候補者の入札参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日時点の事実をもってするものとする。

ウ 第1順位の落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、第1順位の落札候補者以外の落札候補者のうち、最低の入札価格を提示した者（総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者）を第1順位の落札候補者とする。

(3) 事前審査方式における入札参加資格の確認

事前審査方式の場合、5(1)に掲げる提出書類の提出があったときは、入札参加資格の有無の確認を行い、その結果を競争参加資格確認通知書（様式第10号）又は電子入札システムにより通知する。

10 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定

ア 事後審査方式の場合、第1順位の落札候補者について、入札参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって落札を決定する。

イ 事前審査方式の場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の入札価格を提示した者（総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者）を落札者とする。

ウ 富山市契約規則第10条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った入札等において、落札者となるべき者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、落札者の決定に至るまで、第1順位の落札候補者以外の落札候補者であって、最低の入札価格を提示した者（総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者）について入札参加資格の有無を確認する。ただし、落札者が決定したときは、他の者に係る入札参加資格の確認は行わない。

エ 郵便入札において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者について、入札参加資格の確認を行った上で、指定する日時に案件ごとに定める入札及び契約を担当する課に参集を求め、くじを引かせて落札者を決定する。当該入札をした者が指定する日時に参集しないときは、当該入札事務に関

係のない職員にくじを引かせる。

オ 電子入札において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、原則として電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。ただし、電子くじによらない場合は、エのくじ引きで落札者を決定する。

カ 分離・分割発注工事で、同一の者が複数の工事を重複して落札することを制限する入札における落札者の決定等は、次のとおりとする。

(ア) 入札公告の番号及び指名通知に示す入札番号の順に開札を行い、落札者を決定する。ただし、調査基準価格を下回った入札で低入札価格調査が必要な場合等（入札の中止又は不調により落札者が決定しない場合を除く。）で落札者が直ちに決定しないときは、その入札の落札者が決定するまでの間は、その後の入札の落札者の決定を保留する。

(イ) 落札者が共同企業体のときは、当該共同企業体の構成員及び当該企業体の構成員の全部又は一部を同じくする共同企業体は、その後の入札の落札者となることができない。

キ 落札者の決定は、原則として開札日を含め3日以内（休日を除く。）に行う。ただし、第1順位の落札候補者の入札参加資格に疑義があるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき、又は入札が総合評価落札方式であるときは、この限りでない。

(2) 入札結果等の通知

ア 落札者が決定したときは、速やかに、当該落札者に落札決定通知書（様式第11号）又は電子入札システムにより通知する。

イ 入札の結果については、案件ごとに定める入札及び契約を担当する課及び入札情報サービス若しくは富山市公式ホームページでその結果を公表する。ただし、10(1)カただし書の場合にあっては、落札が決定するまでの間、落札者が決定していない旨を公表する。

ウ 第1順位の落札候補者でありながら落札者とならなかった者に対しては、イにより公表するほか、理由を付した書面を電送して通知

する。この場合において、通知を受けた日を含め 7 日以内（休日を除く。）に書面にてその理由について説明を求めることができる。

(3) 落札者の提出書類

ア 落札者が入札書等の提出の際、配置予定技術者調書に他の工事に配置している主任技術者等を記載したときは、次に掲げる書類のうちいずれか 1 部を契約担当課に提出しなければならない。

(ア) 竣工登録工事カルテ受領書の写し

(イ) 工事検査結果通知書の写し

(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げるもののほか当該主任技術者等が当該他の工事に配置されなくなったこと（建設業法第 26 条第 3 項の規定が適用されない工事にあつては、当該他の工事に専任で配置されなくなったこと）を証する書類

イ アの場合において、富山市上下水道局が発注する工事及び当該他の工事のそれぞれが、建設業法第 26 条第 3 項の規定が適用されない工事であるときは、アに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者にあつては、この限りでない。

ウ 落札者が入札書等の提出の際、配置予定技術者調書に複数の候補者を記載したときは、直ちに当該工事に配置する主任技術者等を記載した配置技術者決定届（様式第 12 号）を契約担当課へ提出しなければならない。

1 1 入札保証金

免除する。

1 2 入札の無効等

(1) 富山市契約規則第 12 条各号に掲げる入札、入札心得に規定する事項に違反した入札及び 5 (1) に掲げる提出書類のいずれかが欠けている入札は、無効とする。

(2) 事前審査方式において入札参加資格を認定された者又は事後審査方式における第 1 順位の落札候補者が、落札決定の日までに入札公告に掲げる要件（2 (1) ケに掲げる要件は除く。）のいずれかを満たさなくなった場合は、当該入札者のした入札は、効力を失う。

1 3 契約手続等

(1) 契約の締結

契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、富山市契約規則及び入札心得に規定するところによる。なお、落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者がこの入札公告に定める要件のいずれかを満たさなくなったときには、当該契約を締結しないことがある。

(2) 契約保証金

指定金融機関において納付する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付したとき、又は履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金を免除する。

(3) 支払条件

案件ごとに定める。

1 4 低入札価格調査期間等における入札価格の制限

(1) 低入札価格調査の対象者となった者（共同企業体の場合は、各構成員とする。）は、当該入札の落札者とするかどうかを決定するまでの間、工事種類にかかわらず他の工事において低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできない。

(2) 低入札価格調査を経て落札者となった者（共同企業体の場合は、各構成員とする。）は、当該工事の引渡し日（落札者の責によらない事由により当該工事の工期を延長したときは、あらかじめ公告、仕様書により工期の延長が明示されていた場合を除き、当初に予定していた工事完成期限）までの間、工事種類にかかわらず他の工事において低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできない。

(3) (1) 又は (2) に該当する者が、他の工事において低入札価格調査の対象者となる場合及び調査基準価格を下回る価格で入札した場合、その者の入札を無効とする。ただし、入札公告に入札価格制限措置の対象

外とする旨の記載があるときは、この限りでない。

(4) 同一開札日に 1 者が 2 以上の案件において、調査基準価格を下回る入札をした場合は、建設業法別表第一に掲げる工事種類の順番で予定価格の高いものから低入札価格調査の対象者を決定する。

(5) (1) から (4) までの規定の対象となる工事は、富山市、富山市上下水道局及び富山市病院事業局が入札公告又は指名通知する全ての工事を対象とする。

1 5 低入札価格調査を経て落札した者の義務

低入札価格調査を経て落札した者は、次に定める者を配置し、かつ、施工体制台帳を提出しなければならない。

(1) 配置技術者

ア 建設業法第 26 条第 3 項の規定により専任の主任技術者等を置かなければならない工事においては、同項の規定により置かなければならない専任の主任技術者等とは別に当該入札参加資格における主任技術者等の要件を満たす者を置かなければならない。

イ ア以外の工事においては、専任で当該入札参加資格における主任技術者等の要件を満たす者を置かなければならない。

ウ ア又はイの場合において、配置予定技術者調書に記載した主任技術者等を変更してはならない。

エ アの場合で請負金額の減額により建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当しないこととなった場合はイの規定に、イの場合で請負金額の増額により同項の規定に該当することとなった場合はアの規定によるものとする。

(2) 施工体制台帳の提出

建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定の適用がない工事であっても、同項に準じて施工体制台帳を作成し、これを上下水道事業管理者が指定する者に提出しなければならない。この場合において、当該上下水道事業管理者が指定する者が施工体制台帳の内容等について質問をしたときは、これに応じなければならない。

附 則

1 この入札公告は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市上下水道局告示第242号）は、廃止する。

様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 富山市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

競争参加資格確認申請書

下記の案件に関わる競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

案件名：

(担当者 所属 職 氏名)

(担当者直通電話番号)

(担当者メールアドレス)

様式第 1 号（共同企業体用）

年 月 日

（宛先）富山市上下水道事業管理者

共同企業体の名称

共同企業体の代表者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

競争参加資格確認申請書

下記の案件に関わる競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

案件名：

（担当者 所属 職 氏名）

（担当者直通電話番号）

（担当者メールアドレス）

競 争 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

下記の案件に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

案件名

内 容	該当・非該当の別(※)
① 地域 主たる営業所の所在地が公告で求める要件を満たしていること。	該当 ・ 非該当
② 業種等 富山市の入札参加資格決定通知書で通知された業種・総合点数が公告で求める要件を満たしていること。	該当 ・ 非該当
③ 施工実績 公告で求める施工実績を満たす実績を有していること。	該当 ・ 非該当
④ 配置技術者 落札者となった場合、公告に求める配置技術者を配置できること。	該当 ・ 非該当
⑤ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査について開札の日において有効な審査を受けていること。	該当 ・ 非該当
⑥ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、本市から富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当 ・ 非該当
⑦ 事前審査方式を用いる総合評価落札方式の場合、公告で求める提出書類(技術資料や施工体制確認調査票等を含む)をこの書類に併せて提出できること。	該当 ・ 非該当

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

配置予定技術者調書

商号又は名称：

配置予定技術者の従事役職・氏名		
技 術 者 の C O R I N S 登 録		有（技術者 ID : ） ・ 無
最 終 学 歴		
法令による 資格・免許	資 格 の 名 称	
	取 得 年 月 日	
	登 録 番 号	
工事の経験 の概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	都道 市町 府県 村
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工 事 内 容	
	C O R I N S 登 録	有（登録番号 : ） ・ 無
申請時における他工事 の従事状況 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職 名	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	完了検査（予定）年月日	
	本 工 事 と 重 複 す る 場 合 の 対 応 措 置	
	C O R I N S 登 録	有（登録番号 : ） ・ 無

注意事項

- 1 配置予定技術者は、原則として、入札参加要件を満たす主任技術者等（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者及び同条第 2 項に規定する監理技術者をいう。）1 名を記載してください。ただし、入札参加申請書の提出時に配置予定技術者を特定できない場合に関り、複数の候補者について提出することができます。この場合、候補者ごとにこの調書を作成してください。
- 2 共同企業体の場合は、構成員ごとにこの調書を作成してください。

同種工事の施工実績調書

商号又は名称：

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体／JV（出資比率： ）
	C O R I N S 登 録	有（登録番号： ） 無
工 事 概 要		

(注意事項)

- 1 この調書には、官公庁等が発注した工事を元請で施工し、完成したものについて記載してください。
- 2 共同企業体の場合は、構成員ごとにこの調書を作成してください。
- 3 第一順位の落札候補者には、入札参加資格要件を満たしていることを証する書類の提出を求めることがあります。この場合、当該提出を求められた日から起算して2日以内（休日を除く。）に契約担当課へ提出してください。

電子入札用委任状

提出日 年 月 日

(宛先) 富山市上下水道事業管理者

工 事 名

共同企業体の名称

共同企業体の代表者(※)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

代表

住 所

構成員

商号又は名称

代表者職氏名

印

その他

住 所

構成員

商号又は名称

代表者職氏名

印

その他

住 所

構成員

商号又は名称

代表者職氏名

印

電子入札の場合には、共同企業体の代表者を代理人として定め、次の事項に関する権限を委任し、代理人が取得した電子認証用記憶媒体を使用して入札を行います。

(※電子入札の場合は、共同企業体が委任者となり、共同企業体の代表者が受任者となりますので、次の委任事項についても記載してください。)

(委任事項)

1 (工事名)

の入札に関する一切の権限

建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

提出日 年 月 日

(宛先) 富山市長

共同企業体の名称

共同企業体の代表者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

代 表 住 所
構成員 商号又は名称
代表者職氏名
出資割合(%)

その他 住 所
構成員 商号又は名称
代表者職氏名
出資割合(%)

その他 住 所
構成員 商号又は名称
代表者職氏名
出資割合(%)

_____工事に係る条件付き一般競争入札に参加するため、入札参加資格に基づき特定建設工事共同企業体を結成しましたので、次の書類を添えて、入札参加資格の審査を申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。また、上記工事の契約に当たっては、貴市の指示により共同企業体協定書等の必要書類を提出します。

記

添 付 書 類	部 数
構成員ごとの配置予定技術者調書（様式第3号）	各 1
構成員ごとの同種工事の施工実績調書（様式第4号）	各 1
電子入札用委任状（様式第5号） ※電子入札の場合は、競争参加資格確認申請書の提出時に提出してください。	1

（担当者 所属 職 氏名）

（担当者直通電話番号）

（担当者メールアドレス）

様式第7号

開 札 立 会 申 込 書

年 月 日

(宛先) 富山市上下水道事業管理者

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

次の工事について、開札の立会を希望します。

1 工 事 名

(開札日時： 年 月 日 時 分)

契約担当課承認欄

上記工事について、貴者が開札の立会をすることを承認します。

受付印

※開札日当日は、この申込書（受付印の押されているもの）を持参してください。

（担当者 所属 職 氏名）

（担当者直通電話番号）

（担当者メールアドレス）

様式第 8 号

開 札 立 会 人 確 認 書

入札番号	
------	--

開 札 日 時	時 分 ～ 時 分
開 札 場 所	富山市上下水道局 2 階 第 3 会議室
工 事 名	
最低の入札価格を 提示した者	
最低入札価格	円
備 考	

この開札が適正に行われ、上記の結果となったことを確認して署名します。

年 月 日

所属 開札立会人

年 月 日

様

富山市上下水道事業管理者

(公印省略)

第1順位落札候補者決定通知書

年 月 日に開札した次の工事について貴者を第1順位の落札候補者
とすることに決定しましたので通知します。

記

1 工 事 名

2 入 札 金 額

(注意事項)

- 1 入札及び契約を担当する課から条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について5(1)に掲げる提出書類以外の入札参加資格審査書類の提出を求められたときは、当該提出を求められた日から起算して2日以内(休日を除く。)に入札参加資格要件を満たしていることを証する書類を持参により提出してください。
- 2 第1順位の落札候補者の入札参加資格の確認は、郵便入札にあっては入札書等の到着期限の日、電子入札にあっては受付締切日の現在の事実をもって行います。
- 3 第1順位の落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、第1順位の落札候補者以外の落札候補者のうち、最低の入札価格を提示した者(総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者)を第1順位の落札候補者に繰り上げます。
- 4 第1順位の落札候補者でありながら落札者とならなかった者に対しては、理由を付した書面を電送して通知します。この場合において、通知を受けた日を含め7日以内(休日を除く。)に書面にてその理由について説明を求めることができます。
- 5 第1順位の落札候補者が、落札決定の日までに入札公告に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、当該第1順位の落札候補者のした入札は、効力を失います。

様式第 1 0 号

年 月 日

様

富山市上下水道事業管理者

(公 印 省 略)

競争参加資格確認通知書

先に申請のありました下記の入札に係る参加資格を確認しましたので通知します。

記

- 1 案件名
- 2 競争参加資格の有無
- 3 競争参加資格がないと認めた理由

年 月 日

様

富山市上下水道事業管理者

(公 印 省 略)

落 札 決 定 通 知 書

年 月 日に開札した次の工事について貴者を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

1 工 事 名

2 落 札 金 額

なお、契約書は、契約担当課でお渡ししますので、本日より 7 日以内（休日を除く。）に提出してください。

(注意事項)

- 1 落札者が入札書等の提出の際、配置予定技術者調書に他の工事に配置している主任技術者等を記載したときは、次に掲げる書類のうちいずれか 1 部を契約担当課へ提出してください。
 - ア 当該工事の竣工登録工事カルテ受領書の写し
 - イ 当該工事の工事検査結果通知書の写し
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか当該主任技術者等が当該他の工事に配置されなくなったこと（建設業法第 26 条第 3 項の規定が適用されない工事にあつては、当該他の工事に専任で配置されなくなったこと）を証する書類※契約締結時において、落札者が入札書等の提出の際、配置予定技術者調書に記載した当該主任技術者等が当該他の工事に配置されなくなったことが確認できない場合は、不誠実な行為として指名停止を行います。
- 2 1 の場合において、市が発注する工事及び当該他の工事のそれぞれが、建設業法第 26 条第 3 項の規定が適用されない工事であるときは、1 に掲げる書類の提出を省略することができます。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者にあつては、この限りではありません。
- 3 落札者が入札書等の提出の際、配置予定技術者調書に複数の候補者を記載したときは、直ちに当該工事に配置する主任技術者等を記載した配置技術者決定届（様式第 12 号）を契約担当課へ提出してください。

年 月 日

(宛先) 富山市上下水道事業管理者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

配 置 技 術 者 決 定 届

年 月 日付けで落札決定の通知があった 工事に
ついて、当該工事に配置する技術者が決定したので届け出ます。

記

工 事 名		
配置予定技術者の従事役職・氏名		
最 終 学 歴		
法令による 資格・免許	資 格 の 名 称	
	取 得 年 月 日	
	登 録 番 号	

(注意事項)

- 1 落札者が入札書等の提出の際、配置予定技術者調書に他の工事に配置している主任技術者等を記載したときは、次に掲げる書類のうちいずれか1部を契約担当課へ提出してください。
- ア 竣工登録工事カルテ受領書の写し
 - イ 工事検査結果通知書の写し
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、当該主任技術者等が当該他の工事に配置されなくなったこと（建設業法第 26 条第 3 項の規定が適用されない工事にあつては、当該他の工事に専任で配置されなくなったこと）を証する書類
- 2 契約締結時において、当該主任技術者等が当該他の工事に配置されなくなったことが確認できないときは、不誠実な行為として指名停止を行います。

(担当者 所属 職 氏名)

(担当者直通電話番号)

(担当者メールアドレス)